

さつま町営住宅等入居者募集案内（令和8年9月公募）

募集の注意事項が書いてあります。申込書を書く前に必ず読んでください。

1 申込資格

（１） 【公営住宅】

- ① 現在、住宅に困っていることが明らかであること。
 - ※ 持家のある方は申込みできません。（売却や差し押さえ等により、持ち家でなくなることが証明できる場合を除く。）
 - ※ 現在、公営住宅に入居している方は申込みできません。但し、婚姻等で世帯分離される方は除きます。
- ② 同居する者は、親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者そのた婚姻の予約者を含む。）に限るものであること。
 - ※ 入居可能日から起算して、1か月以内に婚姻予定のある方を含む。
 - ※ 離婚調停中の方は、その旨を証明できる書類を提出できること。
 - ※ 家族の不自然な分割、寄り合い世帯や税法上扶養関係のない親族等で構成された世帯は申込みできません。
- ③ 単身者が入居ができる公営住宅の規格は、1戸当たりの住戸専用面積が 53 平方メートル未満で、かつ、居室数が2部屋以下の住宅の募集があった場合に、申込みが可能となります。
- ④ 申込者及び同居親族に町税等の滞納がないこと。
- ⑤ 申込み世帯全員の収入が、国の定める基準に適合すること。
収入月額が158,000円以下（裁量階層にあつては、214,000円以下）であること。）
- ⑥ 暴力団員でないこと。

（２） 【特定公共賃貸住宅】

- ① 申込み世帯全員の収入が、国の定める基準に適合すること。
収入月額が158,001円以上487,000円以下であること。
- ② 自ら居住するために住宅を必要とするもの。
 - ※ 持家のある方は申込みできません。（売却や差し押さえ等により、持ち家でなくなることが証明できる場合を除く。）
 - ※ 現在、公営住宅に入居している方は申込みできません。
- ③ 同居する者は、親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者そのた婚姻の予約者を含む。）に限るものであること。
 - ※ 入居可能日から起算して、1か月以内に婚姻予定のある方を含む。
 - ※ 離婚調停中の方は、その旨を証明できる書類を提出できること。
 - ※ 家族の不自然な分割、寄り合い世帯や税法上扶養関係のない親族等で構成された世帯は申込みできません。
- ④ 申込者及び同居親族に町税等の滞納がないこと。
- ⑤ 暴力団員でないこと。

2 入居収入基準

申込み世帯全員の収入月額が、158,000 円以下（裁量階層にあっては、214,000 円以下）であること。

※ 裁量階層とは、次のいずれかに該当する方

- ① 入居者又は同居者が、次にあげる障害の程度の方
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から4級までの方
 - イ 精神障害者福祉手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が1級から2級までの方
 - ウ 療育手帳の交付を受けている方で、イに規定する精神障害の程度に相当する方
- ② 戦傷病者手帳の交付を受けている方で、その障害の程度が特別項症から第6項症までと第1款症の方
- ③ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定により、厚生労働大臣の認定を受けている方
- ④ 海外からの引揚者（引揚げ後、5年以内の方）
- ⑤ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条の規定により、国立ハンセン病療養所等の長の認定を受けている方
- ⑥ 入居者が60歳以上の方であり、かつ、同居者又は同居しようとする親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の方である場合
- ⑦ 同居者に中学校就学の始期に達するまでの方がいる場合

※ 認定月額は、次のとおり算定します。

- (1) 世帯全員分の年間所得額を合計する。
- (2) 申込者を除く同居親族数及び別居親族数に38万円をかける。
- (3) 次に該当する場合は、それぞれ区分に応じた額を合計する。

- | | |
|-----------------------------------|------|
| ① 70歳以上の控除対象配偶者又は扶養親族がいる場合 | 10万円 |
| ② 特別障害者がいる場合（身体1・2級，精神1級・療育Aなど） | 40万円 |
| ③ 障害者がいる場合（身体3～6級，精神2・3級，療育B・Cなど） | 27万円 |
| ④ 特定扶養親族（16歳以上23歳未満）がいる場合 | 25万円 |
| ⑤ 申込者又は同居親族に、寡婦で所得がある場合 | 27万円 |
| ⑥ ひとり親で所得がある場合 | 35万円 |
| ⑦ 給与所得者又は公的年金受給者 | 10万円 |

- (4) あなたの収入月額は

$$\{ (1) - (2) - (3) \} \div 12 = \text{認定月額}$$

この認定月額（収入月額）が158,000円以下（裁量階層にあっては214,000円以下）でないと申し込めません。

【例】

申込者（年間給与所得：220万円、配偶者：年間所得0円、16歳以上23歳未満の子供1人：年間所得0円）の世帯
 $\{ (1) 220 \text{ 万円} - (2) (38 \text{ 万円} \times 2 \text{ 人} [\text{配偶者} \cdot \text{子}]) - (3) (⑦ 10 \text{ 万円} + ④ 25 \text{ 万円}) \}$
 $= 109 \text{ 万円} \div 12 \text{ 月} = 90,833 \text{ 円}$ （収入月額）

3 募集する住宅

【公営住宅】

団地名 (地区名)	号 数	構造	建設 年度	家賃		間取り	単 身	備考
				一般階層	裁量階層			
ウッドタウン (宮之城屋地)	14	木造 2階	S63	16,500 ～24,600円	28,100・ 32,400円以下	6・6・6	×	3DK 浄化槽 共益費負担あり
溝添 (宮之城屋地)	7	耐火 2階	S56	12,500 ～18,600円	21,200・ 24,500円以下	6・6・6	×	3DK 浄化槽 共益費負担あり 心理的瑕疵あり
宮之城東谷 (宮之城屋地)	16	木造 平家	H17	15,200 ～22,600円	25,800・ 29,800円以下	6・洋	○	2DK 浄化槽 共益費負担あり シルバー住宅
	22		H18	15,300 ～22,800円	26,100・ 30,100円以下	6・洋	×	2DK 浄化槽 共益費負担あり
	35		H19	19,000 ～28,300円	32,400・ 37,300円以下	6・洋	×	2LDK 浄化槽 共益費負担あり
上向西 (虎居)	302	耐火 3階	S61	16,700 ～24,900円	28,500・ 32,900円以下	6・6・6	×	3DK 浄化槽 共益費負担あり
岩之上 (紫尾)	3	耐火 2階	S58	14,600 ～21,800円	24,900・ 28,700円以下	6.6.4.5	×	3DK 浄化槽 共益費負担あり
久保田 (鶴田)	8	木造 平家	H1	13,000 ～19,400円	22,100・ 25,500円以下	6・6・6	×	3DK 浄化槽 共益費負担あり
野中 (永野)	104	耐火 3階	H1	20,300 ～30,200円	34,500・ 39,900円以下	6・6・洋	×	3DK 浄化槽 共益費負担あり

シルバーハウジング住宅について

○シルバーハウジングの入居対象者は、60歳以上の単身世帯、夫婦のみの高齢者世帯(夫婦のいずれかが60歳以上である世帯を含む。)又は60歳以上の高齢者のみからなる世帯で次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 自炊が可能な程度の健康状態であるが、心身機能の低下、高齢等のため、独立して生活するには不安があると認められる者
- (2) 住宅困窮度が高く、家族による援助が困難な者
- (3) さつま町営住宅の入居条件を満たす者

○町高齢者支援係で高齢者住宅等安心確保事業利用申請並びに、電話回線の個人設置が必要。所得に応じ別途、費用負担(0～4,900円)が発生する場合がある。

※ 詳しくは最終ページをご覧ください。

4 募集期間

令和8年9月17日（木）～令和8年10月9日（金）

午前8時30分から午後5時15分まで ※土・日・祝日を除く

5 抽選会・入居説明会

○日時 令和8年10月14日（水） 午後1時30分～

○場所 役場本庁2階会議室 2-A

※申込者が多数の場合は公開抽選を行います。

※遅刻や欠席の場合、抽選の権利がなくなりますので必ず出席してください。（代理可）

※抽選会終了後、入居説明会を開催します。

6 入居予定日

令和8年12月1日（火）

※入居予定日から10日以内に必ず入居すること

7 申込みの方法

申込みは別紙の

① 「町営住宅入居申込書」に必要事項を記入

② 連帯保証人予定者調書

③ 世帯状況等申告書健

④ 健康保険証（入居希望者全員分）を添えて申し込んでください。

「町営住宅入居申込書の書き方」を添付してあります。よく読んで記入してください。

(1) 入居予定者になられた方のみ、ご提出いただく書類です。

⑤ 住民票謄本 入居予定者全員分のもので、本籍・筆頭者・続柄が記載されたもの。
(外国人は、在留カードをお持ちの方)

⑥ 令和7年度所得課税証明書か源泉徴収票（本人、配偶者及び収入のある方全員分）

(町内居住の方で本人、同居予定者全ての個人番号を記入の上、書類の調査を職員が行うことに同意した場合は省略できますが、申込月が1月から6月の場合、源泉徴収票が必要になります。)

⑦ 税の滞納がない証明書（完納証明書）又は非課税であることを証明する書類

(滞納のない証明書等が発行できない場合は、「納税証明書（直近3か年度分）」で可。

⑧ 確約書（公民会加入の確約書）

⑨ 確約（誓約）書（入居予定者が暴力団員でないという確約書）

※公的書類は、発行後、概ね3か月以内のもの。 を添えて申し込んでください。

(2) 抽選の結果、入居予定者になられた方で、次の各項目に該当される方は、上記の書類の他にそれぞれ次に記載された書類をご提出いただきます。

① 世帯員に障害者のある方・・・身体障害者手帳又はそれを証明できる書類等

② 令和8年1月2日以降に就職、又は勤務先等の変更があった方

・・・現職の給与収入証明又は給与額が確認できる書類

③ 令和8年1月2日以降に退職された方

・・・離職（予定）証明書又は雇用保険被保険者離職票

④ 生活保護受給中の方・・・・生活保護受給証明書

⑤ 婚約証明書・・・・申込み時点で婚約中の方（入居申込書裏に有り）

8 敷金について

入居決定者は、敷金として月額住宅使用料の3か月分を入居予定日1週間前までに納付して頂きます。この敷金は退去時に家賃の滞納及び畳・ふすまの修繕費用に充当します。

9 連帯保証人

入居決定者は、入居手續の際に、**連帯保証人を1名たてていただきます。**

連帯保証人は、原則としてさつま町内に居住し、入居者と同程度以上の収入があり、独立して生計を営む方になっていただきます。**未成年者や税金等の滞納がある方、他の公営住宅等に入居されている方は不適格となりますので注意してください。**

※ 連帯保証人は、入居者と連帯して住宅使用料やその他の費用負担等について責任を負います。したがって、入居後に住宅使用料の滞納等が発生した場合は、**入居者と同様に債務を弁済する義務を負うと同時に入居者の履行すべき義務について同じ責任が生じます。**

※ 暴力団員である方は、**連帯保証人にはなれません。**

10 入居予定者の決定

申込者全員について「町営住宅入居申込書」の記載事項を審査のうえ受理し、必要な場合調査を行ないます。別途、必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

11 注意事項

- (1) 町営住宅では、犬・猫その他の鳥獣類の飼育や餌付けは禁止されています。
- (2) 入居申込書の記載内容が事実と相違していたり、2か所以上の住宅を重複して申込みされたりしますと無効になります。
- (3) 入居者は、住宅使用料（家賃）の他に共益費等の負担があります。
- (4) 住宅によって、駐車場の設置状況に差があります。このため、全ての入居者に駐車場が確保されておりません。詳しくは、入居後、各住宅の住宅管理人の指示に従ってください。

※ 町が許可する車庫証明書については、原則として1台限りです。2台目以降は各自近くの駐車場を探していただくことになります。

- (5) 入居後、名義人又は同居者が暴力団員であることが判明した場合又は暴力団となったことが判明した場合は、退去していただきます。
- (6) **退去時には、畳・ふすまの修繕費用をご負担いただきます。**
- (7) 各住宅には公民会があり、加入はもちろん活動も住民と連携して行ってください。

12 個人情報の取扱いについて

この提出書類により取得した個人情報は、次の利用目的以外には利用いたしません。

- (1) 町営住宅の入居資格等の審査に関すること
- (2) 町営住宅の選考及び入居手続きに関すること
- (3) 町営住宅入居後の管理に関すること
- (4) 入居申込者及び入居者への業務連絡に関すること

【お問い合わせ先】

さつま町役場 建設課建築係（代表電話）53-1111（直通）26-1829

【シルバーハウジングとは】

○シルバーハウジングとは、入居対象者にあるように高齢者（60歳以上）が、できる限り自立して安全で快適な生活を送れるように、次のような配慮がされている住宅です。

- ・仕切りや段差をできるだけ少なくした造り
- ・相談、安否確認等のサービスを提供し、在宅生活を支援する生活援助員が配置されています。

さつま町 → 町社会福祉協議会 → 安否確認・緊急時の対応（団地内2名）

- ・入居者の安否確認・緊急通報システムが設置されています。

緊急通報システム

① 在室管理

在宅時、または帰宅したとき 玄関のキーボックス に キー を差し込む。
外出する（住宅には誰もいない）とき キー を キーボックス から抜く。

長期に外出（24時間以上外出，入院または県外等に外泊）される場合は，生活援助員へ必ず事前に連絡して、キーは抜いておくこと。

② 健康異変管理（水道水センサー）

在宅状態で、水の使用が12時間ない時と、2時間以上連続して使用していると感知したときにも警報が鳴ります。

③ 非常呼出（室内4箇所に押しボタン式スイッチ）

入居者の具合が悪くなり押したとき、警報が鳴ります。ただし、誰かが間違っても押したり、物がぶつかってもスイッチが入り、警報が鳴ります。

④ 火災監視

熱感知器より火災信号を受け、火災警報を発する。

⑤ ガス漏れ監視

ガス漏れ警報器による監視

緊急時の通報は、生活援助員2人の携帯電話に自動的に通報されるようになっていきます。警報が鳴り出したときは、2人が緊急対応されますのでご注意ください。

- ・安否確認・緊急通報システムの作動には、必ず固定電話（携帯電話の代用不可）の加入が必要となっていることから、退去するまで固定電話の解約はできません。
なお、固定電話がなくても申し込みは出来ませんが、当選された場合は請書締結前までに固定電話に加入してください。
- ・高齢者住宅等安心確保事業利用申請書の提出が必要になります。
- ・入居後、世帯の所得に応じて、高齢者住宅等安心確保事業の利用負担金（1ヶ月あたり0～4,900円）が発生する場合があります。ご理解ください。

※ これらのサービスの提供があることを理解したうえでお申し込みください。

サービス提供を望まない方は入居をご遠慮ください。